

身近なトラブルQ&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多い
 ご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
 迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

法テラス・サポートダイヤルでは全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
 (日曜祝日・年末年始休業)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。



法律問題Q&Aシリーズ ⑦

法テラスは国が設立した公的な法人です。
 法テラス・ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

また、盗難されたキャッシュカードや預金通帳を勝手に使われ、ATM(現金自動預払機)で預金の払戻しがなされた場合には、**預金者保護法**(正式名称は「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」)による保護の対象となり、預金者の過失の程度によっては、金融機関で補償を受けられる場合もあります。

(3) 損害の賠償を請求する。

売主がわざと**(故意)**、または法律や契約に基づく注意義務を尽くさないで**(過失)**、買主と約束した期限までに車を引き渡さなかったため、買主が経済的な損害(代車のレンタル費用など)を被った場合、買主は、売主に対し、その賠償を請求することができます。損害賠償の請求は、契約を解除した場合でも行うことができます。

Q6 友人に借金の返済を求めたところ、時効だから払わないと言われました。どうということですか？

貸したお金の返還を求める権利**(貸金返還請求権)**は、返済期限から一定の期間が過ぎると、時効により消滅してしまいます**(消滅時効)**。この期間は、友人同士のお金の貸し借りの場合、10年です。一般的には借主(債務者)は、返済期限から10年経った後、貸主(債権者)に対して「消滅時効の利益を受けます。」と伝えること**(時効援用の意思表示)**により、借りたお金を返還する義務がなくなります。

しかし、返済期限を過ぎてから10年経つ前に、貸主が次の①もしくは②のどちらかの対応をとった場合または借主が③を行った場合には、法律上、時効が成立するための期間(時効期間)がいったん0(ゼロ)に戻り**(時効の中断)**、その時から再び時効期間の計算を始めることになります。

- ① 裁判上の請求
- ② 差押え、仮差押え、仮処分
(時効期間内に返済を求める催告を行い、催告後6か月以内に①または②を行うことでもよい。)
- ③ 債務の承認

Q7 盗まれた預金通帳と印鑑を使って勝手にお金を引き出されました。お金を取り戻すことはできますか？

例えば、金融機関の店舗の窓口で通帳と印鑑を提示し、預金の払戻しを求めてきた者が、その通帳の名義人になりました者と疑われるような不審な行動をしていたにもかかわらず、金融機関が本人確認手続を適切に行わないまま払戻しの求めに応じてしまったというような事情の下では、金融機関の責任が認められて、金融機関に損害賠償を請求できる可能性があります。

Q8 私は65歳以上で無収入ですが、生活保護の申請が認められず困っています。何かよい方法はありますか？

生活保護制度に基づく給付を受ける資格(受給資格)があるにもかかわらず、実際にはその受給が難しい方や、適法な理由がないのに給付を停止されるおそれのある方、打ち切られるおそれのある方のうち、年齢が65歳以上の方、障がいのある方、ホームレス状態にある方などは、一定の要件を満たせば、法テラスが日本弁護士連合会(日弁連)から委託を受けている事業として、弁護士による次のような援助を受けることができます。

- ① 生活保護の申請に関する援助
- ② 生活保護法に基づく審査請求の援助
- ③ 以上の利用に関する法律相談

これらの援助を受けられるのは、収入や資産の額などが一定の基準(資力基準)を超えていない方であって、人道的見地から、弁護士による援助を行う緊急の必要があり、審査の結果、援助を実施することが妥当であると認められた方に限られます。



Q1 子供がいじめを受け、学校に行けなくなりました。いじめた子供の親に慰謝料を請求することはできますか？

いじめが原因で、子供が学校に行けなくなるほどの精神的な苦痛を受けた場合、その苦痛は不法行為責任を生じさせる「損害」といえます。しかし、いじめをした子供に**責任能力**(自分の行動が法律上許されないものであり、その結果について法律で決められた責任を負うことを理解する能力)がなければ、その子供の不法行為責任を追及することはできません。

責任能力の有無は、全ての子供について一律に決められているものではありませんが、いじめをした当時12歳前後になっていた子供については、責任能力が認められる可能性が高いといえます。

いじめをした子供に責任能力がないと判断された場合には、いじめをした子供の親(親権者)や未成年後見人は、**監督義務者**としての責任に基づいて不法行為責任を負います。監督義務者は、監督義務者としての義務を尽くしたと、または、仮に義務を尽くしたとしても損害の発生は避けられなかったことのいずれかを証明しない限り、免責されません。

他方、いじめをした子供に責任能力があると判断された場合でも、いじめによる被害の発生と、いじめをした子供の監督義務者の監督義務違反との間に**相当因果関係**が認められるときは、監督義務者自身の不法行為責任を追及することができます。

Q2 職場の同僚にお金を貸したのですが、借用書を作っていないから返さなくてよいと言っています。どうしたらよいですか？

お金の貸し借りを内容とする契約(**金銭消費貸借契約**)は、法律で定められた要件(貸主と借主がお金の貸し借りについて合意し、その合意に基づいて、貸主が借主にお金を渡すこと)を満たしていれば、契約書、借用書などの書類を作成したかどうかに関係なく、有効に成立します。

したがって、貸主は、借用書を作っていないくても、返済期限の経過後、借主に貸したお金(貸金)の返還を求めることができます。借主が返済を拒む場合は、民事調停、民事裁判などの法的な手続を利用することも可能です。

ただし、民事裁判などの法的な手続を利用して貸金の返済を求める場合、貸主(原告)は、借主(被告)との間で金銭消費貸借契約が有効に成立したことを証明しなければなりません。

当事者(貸主、借主)の氏名及び住所、貸金の額、借主が貸金を受け取ったこと、返済の方法(支払期限、「一括払」か「分割払」かなど)、契約をした日付などが記載され、当事者(特に借主)の署名捺印がある借用書は、民事調停、民事裁判などの法的な手続の場で金銭消費貸借契約の有効な成立を証明する有力な証拠(**書証**)の一つになります。

しかし、借用書がない場合でも、証人の証言など他の証拠によって金銭消費貸借契約の成立を証明することができる場合もあります。

Q3 弁護士(司法書士)に依頼したいことがあるのですが、今は失業中でお金の余裕がありません。何かよい方法はないですか？

所定の要件を満たしている方であれば、**民事法律扶助**の制度を利用することができます。

民事法律扶助の制度は、経済的な事情により、弁護士、司法書士に対する報酬や、裁判手続にかかる費用(訴訟費用)の支払が困難な方のために、公的な資金による援助を行うものです。民事法律扶助の制度は、**総合法律支援法**に基づいて設立された日本司法支援センター(法テラス)がその運営を担っています。

具体的な援助の内容は、**法律相談援助**(所定の場所で無料の法律相談を受けられる制度)と、**代理援助**及び**書類作成援助**(民事裁判の代理人になることや、訴状、答弁書などの裁判関係書類の作成を依頼した弁護士、司法書士の報酬及び一定範囲の費用を立替払してもらえぬ制度)です。いずれも、援助を必要とされるご本人、同居のご家族などの収入や資産が所定の基準(**資力基準**)を超えていない場合に限り利用することができます。ただし、これらの援助を受けるためには、他にもいくつか条件がありますので、法テラスは、必要な審査を行い、その結果を踏まえて援助を実施するかどうかを決定します。

法テラスが立替払をした弁護士報酬などは、分割払で法テラスにご返金(**償還**)いただくことになっています。なお、特別な事情がある方については、申し出により償還義務の猶予・免除が認められる場合もあります。

Q4 夫が、私の代理人を名乗って勝手に私名義のクレジットカードを作り、買物をしました。私は支払の責任を負いますか？

たとえ夫婦であっても、夫が妻の代理人を名乗り、妻の財産に関する処分を勝手に行うことは許されないのが原則です。

しかし、夫婦間の日常の家事に関して、夫婦の一方が他人(第三者)と

の間で契約を結んだ場合、夫婦はその契約について連帯責任を負うことになります。そのため、実質上、夫婦はその日常の家事に関する行為については、相互に代理人となることができるといえます(**日常家事代理**)。

例えば、夫婦の一方が多額の借金をしたり、不動産の売買契約を結んだりすることは、通常、日常の家事に関する行為にはあたらないと考えられます。

しかし、それらが夫婦の日常の家事に関する行為にあたり相手方が信じ、そう信じたことについて正当な理由がある場合は、夫婦の連帯責任を問われる可能性もあります。

したがって、夫が勝手にクレジットカードを作ったこと(カード会社との間で立替払契約を結んだこと)や、そのカードを使ったことが、夫婦の日常の家事に関する行為であると相手方が信じることに正当な理由があれば、妻も、支払義務を負うことになります。

Q5 友人から代金前払で車を買ったのですが、約束の日を過ぎても引き渡してくれません。何かよい方法はありませんか？

売主が約束の期限までに売買の目的物(車)を引き渡してくれない場合、改めて期限を定め、その期限までに引き渡すよう催促することができます(**催告**)。後日の証拠とするため、配達証明付きの**内容証明郵便**を使うと便利です。

売主が催告に応じなければ、買主は、次のような対応をとることができます。

(1)車の引渡しを求める民事裁判を起し、その判決に基づいて強制執行をする。

民事裁判の手続により、買主の売主に対する請求(車の引渡し)を認める判決が確定したときは、裁判所に対し、その確定判決(**債務名義**)に基づく強制執行を求めることができます。

(2)契約を解除して、代金の返還を求める。

売主が車の鍵を紛失した場合や、交通事故で車を壊した場合など、売主(債務者)自身が責任を負うべき事情(**帰責事由**)により、売主が買主と約束した期限までに車を引き渡さない場合(**履行遅滞**)や、車の引渡しを不可能にした場合(**履行不能**)、買主は、売主との間の売買契約を一方的に取りやめることができます(**法定解除**)。買主が「契約を解除する」と売主に伝えた後は、売主は、買主に対し、前払で受け取った車の代金を返還する義務(**原状回復義務**)を負うことになります。